

## 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院臨床試験管理センター設置要綱

制定 平成18年10月1日

改訂 平成24年7月3日

### (設置)

第1 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院における臨床試験の適正かつ円滑な実施を図るため、臨床試験管理センター（以下「センター」という。）を置く。

### (所管事項)

第2 センターは、次の事項を所管する。

- (1) 治験に関すること（治験審査委員会を含む。）
- (2) 受託研究に関すること（受託研究審査委員会を含む。）
- (3) その他病院長が必要と認めた事項

### (センターの構成)

第3 センターは、以下の者で構成する。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護師
- (4) 事務職員
- (5) 治験コーディネーター
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 センター長及び副センター長は、病院長が任命する。

### (センター長及び副センター長)

第4 センター長は、センターの業務を総理し、センターを代表する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (任期)

第5 第3条に定める構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

### (センターの運営)

第6 センターの運営は、センター長の指示に従って行う。

2 センターの運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附則 この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年7月15日から施行する。